号外第十八号

平成二十八年

曜

火

規則
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則...... 三月二十九日

規

目

次

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則......... 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則.......

則(山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規)山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則........

則

規

山梨県規則第十一号

ように定める 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を次の

平成二十八年三月二十九日

後

山梨県知事

八号)第一条第二項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号) 第十五条第一項の地方公共団体の機関、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 その長又はそ

日 掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。 の職員で規則で定めるものは、

次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に

知事 代表監査委員 議会の議長 公営企業管理者 人事委員会 企業局の職員 議会事務局の職員 監査委員事務局の職員 知事部局の職員 人事委員会事務局の職員

附 則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十二号

六 八

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

斎

山梨県知事 後 藤

山梨県行政組織規則 (昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正す

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

第三条中「及び室並びに」を「並びに」に改める。

産管理課」に改め、同条第三項の表を次のように改める。 第七条の見出しを「(課及びその分掌事項)」に改め、同条第二項中「管財課」を「財

課 福祉保健総務課 政策企画課 国際総合戦略室 室 監査指導室

梨 県 公 報 号 外 第十八号 平成二十八年三月二十九日

Щ

梨

| 七都市計画課 | 六 県土整備総務課 | 五 県土整備総務課 | 四 農業技術課 | 果樹・六次産業振興課 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 都市計画課 | 県土整備総務課 | 県土整備総務課 | 農業技術課 | 果樹・六次産業振興課 |
| | | | | |
| 下水道室 | 建設業対策室 | 景観づくり推進室 | 担い手・農地対策室 | 販売・輸出支援室 |
| | | | | 至 |

第七条中第五項及び第六項を削る。

事課」の下に「、防災危機管理課」を加え、「観光企画・ブランド推進課」を「観光企 画課」に改め、同条第五号中「又は室」を削る。 第九条中「秘書課、企画課」を「政策企画課、県民生活・男女参画課」に改め、「人

務部長」という。)」に改める び第二十四条第二項において「知事政策局長」という。)」を「総務部の部長 (以下「総 第十条第二項中「第十二条の二第一項に規定する局長 (次条、第十六条の二第二項及

の部長が」に改める。 局長又は第十二条の三第一項に規定する局長」に、「知事政策局長が」を「総合政策部 第十一条中「知事政策局長又はリニア交通局長」を「第十二条の二第一項に規定する

第十二条の二を削り、第十二条の三を第十二条の二とし、同条の次に次の一条を加え

(防災局に置かれる局長等)

第十二条の三 防災局に局長を置く

- 防災局に必要に応じ、次長を置く。
- 災局内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 第一項に規定する局長 (次項において「局長」という。) は、上司の命を受け、 防
- の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、局長を補佐し、並びに防災局内
- とおりとする。 防災局に必要に応じ、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、 当該各号に定める
- 主幹 上司の命を受け、 局内の基本的事項についての企画に参画し、 及び調整を

- 又は特定事項を処理する。
- 一 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する
- 6 受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、防災局に必要に応じ、 上司の命を
- 前項の職の名称は、 別に定める。

7

第十二条の五を削り、第十二条の六を第十二条の五とする。

第十四条第十項中「管財課」を「財産管理課」に改める。

第十四条の二を削る。

第十六条第一項中「山梨県東京事務所」 を 「山梨県東京事務所 山梨県富士山世界遺産センター

総合理工学研究機構」に改め、同条中第九項を削り、第八項を第九項とし、 第十八条第一項中「総合理工学研究機構、県民生活センター」を「県民生活センター、 第十六条の二第二項中「知事政策局長」を「総務部長」に改める 第二項から

富士山世界遺産センターに副所長を置く。

第七項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

第二十四条第二項中「知事政策局長」を「総務部長」に改める。

の項の前に次のように加える。 別表第一の一の表知事政策局の部中「知事政策局」を「総合政策部」に改め、 秘書課

政策企画課

政策の企画立案及び総合調整に関すること。

- 庁議、政策協議及び部局連絡会議に関すること。
- Ξ 総合計画に関すること。
- 兀 強靭化計画に関すること。
- 五 行政改革及び行政評価に関すること。
- 六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関すること。
- 七 総合計画審議会に関すること。
- 山梨総合研究所に関すること。

別表第一の一の表知事政策局の部行政改革推進課の項を次のように改める。

地域創生・

地域創生及び人口対策の総合調整に関すること。

人口対策課 地域政策に関すること。

県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

Щ 梨 県 公 報 号 外 第十八号 平成二十八年三月二十九日

画課の項を次のように改める。 別表第 別表第一の一の表企画県民部の部中「企画県民部」を「県民生活部」 男女参画課 県民生活・ の 一の表知事政策局の部富士山保全推進課の項を削る。 士 <u>+</u> 七 六 五 兀 + 七 六 五 四 犯罪被害者等の支援の連絡調整に関すること。 ボランティア・NPO活動の推進の総合調整に関すること。 地域づくりの推進に関すること。 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。 同和対策事業の連絡調整に関すること。 県章、県旗、 特定非営利活動法人に関すること。 土地利用基本計画に関すること。 国土利用計画に関すること。 水資源の調査、水需給計画及び水需給の調整に関すること。 地域再生計画に関すること。 ふるさと納税に関すること。 都市農村交流の推進に関すること。 国旗及び国歌に関すること。 県民の日に関すること。 人権施策に係る総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。 |地域居住及び移住の推進に関すること。 国土形成計画に関すること。 土地の利用に係る調整に関すること。 男女共同参画の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関 土地開発公社に関すること。 国土調査(地籍調査を除く。)に関すること 不動産鑑定業に関すること。 地価公示及び地価調査に関すること。 遊休土地に係る措置に関すること。 土地に係る権利の移転等の規制に関すること。 結婚の支援に関すること。 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。 首都圏整備対策の総合調整に関すること。 県歌等に関すること。 に改め、 同部企 ıΣ

別表第一の一の表企画県民部の部情報政策課の項及び県民生活・男女参画課の項を削 十七 十六 十 五 十四 すること。 男女共同参画の啓発及び普及に関すること。 男女共同参画審議会に関すること。 地域県民センターに関すること。 男女共同参画推進本部に関すること。 男女共同参画推進センターに関すること。 長田ふるさと財団及び更生保護協会に関すること。 県民生活センターに関すること(消費生活に関することを除く。)

同部に次のように加える

| | 振興課 科学・科学 | 士 世 山 界 課 違 富 |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 七 総合理工学研究機構及び富士山科学研究所に関すること。 四 知事の所管に属する公益信託に関すること。 四 知事の所管に属する公益信託に関すること。 | 二 総合教育会議に関すること。 科学技術の振興に関すること。 | 一世界遺産富士山(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条 一世界遺産富士山(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する 二富士山への登山の安全に関する施策の企画及び総合調整に関する こと。 三世界遺産富士山に関する普及啓発に関すること。 四富士山の環境保全対策に関すること。 四富士山世界遺産センターに関すること。 七富士ビジターセンターに関すること。 |
| | | |

いじめ問題調査会に関すること

公益認定等審議会、

私立学校審議会、

公立大学法人評価委員会及

十九 県立大学に関すること

私学教育振興会に関すること。

別表第一の一の表総務部の部管財課の項中「管財課」を「財産管理課」 別表第一の 一の表総務部の部私学文書課の項を次のように改める。 に改める

行政経営管

組織管理に関すること。

行政手続に関すること。

行政事務の管理改善に関すること。

外部監査契約に関すること。

兀

五 附属機関に関すること(個別の附属機関の運営に関することを除

指定管理者制度に関すること。

出資法人に関すること。

県民の意見提出制度に関すること。

九 ることに限る。)。 企業局に係る知事の権限に属する事務に関すること(組織に関す

文書の収受、審査、発送及び編さん保存に関すること。

文書管理の指導に関すること

文書の浄書印刷に関すること。

 \pm 公印に関すること。

官報掲載事項の報告に関すること。

士五 情報公開に関すること。

十六 個人情報の保護に関すること。

行政事件及び民事事件 (債権回収に係るものを除く。) につい

ての訴訟に関すること。

民事調停に関すること (債権回収に関することを除く。)。

係争事件の法律的意見に関すること。

公告式及び公文例に関すること。

_ + -条例及び規則の公布並びにその他の規程の公表に関すること。

+ 県公報の発行に関すること。

_ + = 法令審査及び法令審査委員会に関すること。

務に関すること (人事及び給与に関することを除く。)。 県の委員会、委員及び警察本部に係る知事の権限に属する事

> 二 十 五 行政書士に関すること。

二十六 情報公開審査会、個人情報保護審議会及び行政不服審査会に

関すること。

二十七 県民情報センターに関すること。

改める。 別表第 の 一の表総務部の部市町村課の項第三号中「不服申立て」を「審査請求」に

別表第一の一の表総務部の部防災危機管理課の項を次のように改める。

情報政策課

情報化に係る施策の総合調整に関すること。

情報化に係る基本的な施策の推進に関すること

ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備等の運用、

管理及び支援に関すること。

電子自治体の推進に関すること。

兀

五 行政情報システムを活用した事務処理方法の構築及び改善に関す

情報通信産業の振興に関すること。

別表第一の一の表総務部の部の次に次のように加える

防災局 防災危機管

災害対策の総合調整及び基本的事項の実施に関すること。

災害対策本部に関すること。

災害救助に関すること。

兀 地震災害警戒本部に関すること。

危機管理の総合調整に関すること

自衛官募集事務及び自衛隊の部隊等の派遣要請に関する

国民保護対策に関すること。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関するこ

九 防災行政無線等に関すること。

防災会議及び国民保護協議会に関すること。

防災安全センターに関すること。

消防保安課 八 五 兀 七 消防に関すること。 消防学校に関すること。 ガス事業に関すること。 消防防災航空隊に関すること 電気用品の安全の確保に関すること。 電気工事士及び電気工事業に関すること。 火薬類及び猟銃等の取締りに関すること。 液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関すること。 高圧ガスの保安及び指導に関すること 危険物の規制に関すること。 メディカルコントロール協議会に関すること。

康長寿推進課」に改め、同項に次の一号を加える。別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項第一号中「長寿社会課」を「健

一社会福祉事業団に関すること。

「青い鳥老人ホーム」に改める。課」に改め、同項第九号中「青い鳥福祉センター (知的障害者更生施設を除く。)」を課」に改め、同項第九号中「青い鳥福祉センター (知的障害者更生施設を除く。)」を「健康長寿推進

(知的障害者更生施設に限る。)、梨の実寮」を「梨の実寮」に改める。 別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第十一号中「青い鳥福祉センター

業・経営革新支援課」に改める。 別表第一の一の表産業労働部の部成長産業創造課の項中「成長産業創造課」を「新事

援課」に改める。 別表第一の一の表産業労働部の部産業集積課の項中「産業集積課」を「企業立地・支

課」に改める。 別表第一の一の表産業労働部の部産業人材課の項中「産業人材課」を「産業人材育成の表別のである。

第十号までを削る。 を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から推進課」を「観光企画課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号別表第一の一の表観光部の部観光企画・ブランド推進課の項中「観光企画・ブランド

ン課」に改め、同項第二号中「観光地づくり」を「やまなしブランドの推進」に改め、「別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項中「観光振興課」を「観光プロモーショ

加える。同項第三号中「広域観光の振興」を「県産品の消費の拡大」に改め、同項に次の二号を同項第三号中「広域観光の振興」を「県産品の消費の拡大」に改め、同項に次の二号を

五 地場産業センターに関すること。

六 富士の国やまなし館に関すること。

に次の一号を加える。

で次の一号を加える。

で次の、同項第六号中「富士ビジターセンター」を「富士山の観光の振興」に改め、同項、観光地づくり」に改め、同項第四号中「富士山レンジャー」を「周遊観光の促進」に 別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項第三号中「富士山の環境保全対策」を

富士川クラフトパークのサービスセンターに関すること。

導監督」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十二号を削る。第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項第十一号中「の指号を第六号とし、同項第八号中「自作農維持創設」を「市民農園」に改め、同号を同項農地等の保全対策」を「多面的機能発揮促進事業」に改め、同項中第六号を削り、第七中「農村地域の活性化」を「耕作放棄地の対策」に改め、同項第五号中「農用地区域の地等の転用」に改め、同項第三号中「構造対策」を「活性化事業」に改め、同項第四号別表第一の一の表農政部の部農村振興課の項第二号中「農用地等の利用調整」を「農

処理センター及び青果物経営安定基金協会」に改め、同項第七号及び第八号を削る。産業化」に改め、同項第六号中「農畜産物の消費拡大対策」を「農業用廃プラスチック次産業振興課」に改め、同項第五号中「農畜産物の流通及び加工対策」を「農業の六次別表第一の一の表農政部の部果樹食品流通課の項中「果樹食品流通課」を「果樹・六

を加える。を「及びまきば公園」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を「及びまきば公園」に改め、同号を同項第十三号中「、まきば公園及び馬術競技場」

こと。 十三 子牛育成協会、畜産協会、馬事振興センター及び山梨食肉流通センターに関する

七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。中「生産指導及び販売対策」を「生産振興」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第一別表第一の一の表農政部の部花き農水産課の項第四号及び第五号を削り、同項第六号

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関すること。

ける主要食糧」に改め、同号を同項第七号とし、 別表第一の 一の表農政部の部花き農水産課の項第八号中「主要食糧」を「災害時にお 同号の次に次の一号を加える。

八 農産物検査の指導、監督等に関すること。

同項第十八号を削る。 改め、同項第十七号中「フラワーセンター」の下に「及び富士湧水の里水族館」を加え、 別表第一の一の表農政部の部花き農水産課の項第九号中「の振興」を「及び養蚕」に

善」の下に「に係る普及指導並びに農業の革新に係る支援」を加える。 年法律第百六十五号)の規定による農業経営」を「農業技術、農業経営」に改め、「改 別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項第一号中「農業改良助長法 (昭和二十三

六号を第三号とし、第七号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、 別表第一の二の表情報産業振興室の項を次のように改める。 別表第一の一の表県土整備部の部建築住宅課の項中第三号から第五号までを削り、 第十八号を削る。 第

国際総合戦

略室

国際総合戦略に関すること。

致の総合調整に関すること。 オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に係る合宿誘

別表第一の二の表消防保安室の項を削る。

次の二号を加える。 同項第二号中「の販売促進対策」を「に係るやまなしブランドの推進」に改め、同項に 室」に改め、同項第一号中「促進に関する企画及び調整」を「及び輸出の支援」に改め、 別表第一の二の表農産物販売戦略室の項中「農産物販売戦略室」を「販売・輸出支援

卸売市場に関すること。

兀 卸売市場審議会に関すること。

に次の三号を加える。 改め、同項第三号中「海外農業実習生等の派遣」を「認定農業者の確保」に改め、同項 別表第一の二の表担い手対策室の項中「担い手対策室」を「担い手・農地対策室」に

農地の利用及び集積対策に関すること

五 農地中間管理機構に関すること。

農業振興公社に関すること。

に改める 観づくり推進室」に改め、同項第一号中「美しい県土づくり推進」を「景観づくり推進」 別表第一の二の表美しい県土づくり推進室の項中「美しい県土づくり推進室」を「景

別表第一の二の表に次のように加える

| 住宅対策室 | |
|--------------------|--|
| ― 公営住宅等の調査及び計画に関する | |

県営住宅の整備及び管理に関すること。

四三 市町村公営住宅の整備及び管理の指導監督に関すること。

特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に関すること。

五 空家等対策の推進に関すること。

別表第一の三の表を削る。

別表第三富士・東部地域県民センターの項の次に次のように加える。

| 富士山世界遺産センター | 県民生活センター |
|-------------|----------|
| | |
| 口湖町富士河 | 甲府市 |

別表第三県民生活センターの項を削る。

別表第三総合農業技術センターの項中 「栽培部

農業技術普及部. を「栽培部」に改める。

別表第三果樹試験場の項中 「環境部

果樹技術普及部. を「環境部」に改める。

Ł 別表第五地域県民センターの項中第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号 第十七号の次に次の三号を加える。

地域創生に関すること。

産業振興に関すること。

<u>-</u> 観光振興に関すること。

別表第五地域県民センターの項の次に次のように加える。

県民生活センタ

県行政に係る相談に関すること。

Ξ 交通事故に係る相談に関すること。 青少年問題及び結婚に係る相談に関すること。

兀 内職に係る相談に関すること。

五 法律に係る相談に関すること。

労働に係る相談に関すること。

消費生活に係る相談及び苦情の処理のあつせんに関すること。

商品の試験及び検査に関すること。 消費者に対する啓発及び教育に関すること

個人情報に係る相談及び苦情の処理のあつせん等に関するこ

富士山世界遺産

センター

からの通報の窓口に関すること。 公益通報者保護法 (平成十六年法律第百二十二号) の外部

別表第五県民生活センターの項を削る。

すること

世界遺産富士山に係る保全活動、普及啓発及び情報発信に関

世界遺産富士山に係る調査研究に関すること。

の担い手の確保、 同項第二十二号中「新規就農を促進するための情報提供、相談その他の活動」を「農業 項中第三十二号を第三十六号とし、第二十三号から第三十一号までを四号ずつ繰り下げ、 強化」に改め、同項第十三号中「構造改善及び振興対策」を「活性化事業」に改め、同 一号を加える。 別表第五農務事務所の項第三号中「農業経営基盤強化対策の推進」を「農業経営基盤 育成及び支援」に改め、同号を同項第二十五号とし、同号の次に次の

二十六 農地の利用及び集積対策に関すること。

別表第五農務事務所の項中第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加え

二十四 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関すること。

り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。 業技術、農業経営」に、「関する支援」を「係る普及指導」に改め、 二号とし、同項中第十九号を第二十一号とし、 別表第五農務事務所の項第二十号中「農業改良助長法の規定による農業経営」を「農 第十五号から第十八号までを二号ずつ繰 同号を同項第二十

十五 市民農園に関すること。

十六 農業の六次産業化に関すること。

術及び農業経営に関する普及指導及び情報提供」を「普通作物、野菜、花き等に関する とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「農業改良助長法の規定による高度な農業技 花き等」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号 農業の革新に係る支援」に改め、 別表第五総合農業技術センターの項第一号を削り、同項第二号中「及び花き等」を「、 第九号を第六号とする 同号を同項第五号とし、同項中第七号及び第八号を削

> 援」に改め、同項第四号及び第五号を削る。 術及び農業経営に関する普及指導及び情報提供」を「果樹に関する農業の革新に係る支 別表第五果樹試験場の項第三号中「農業改良助長法の規定による高度な果樹の栽培技

理の技術及び畜産経営に関する普及指導及び情報提供」 新に係る支援」に改め、同項第四号及び第五号を削る。 別表第五畜産試験場の項第三号中「農業改良助長法の規定による高度な家畜の飼育管 を「豚 鶏等に関する農業の革

別表第五酪農試験場の項に次の一号を加える。

別表第五専門学校農業大学校の項第七号を削る。 乳牛等草食家畜に関する農業の革新に係る支援に関すること。

(施行期日)

(経過措置)

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

2 されない者は、 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、 同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。 別に発令

| 知事政策局 | 総合政策部 |
|----------------|-----------------|
| 知事政策局秘書課 | 総合政策部秘書課 |
| 知事政策局広聴広報課 | 総合政策部広聴広報課 |
| 知事政策局富士山保全推進課 | 県民生活部世界遺産富士山課 |
| 知事政策局人口問題対策室 | 総合政策部地域創生・人口対策課 |
| 知事政策局東京事務所 | 総合政策部東京事務所 |
| 企画県民部 | 県民生活部 |
| 企画県民部北富士演習場対策課 | 県民生活部北富士演習場対策課 |
| 企画県民部情報政策課 | 総務部情報政策課 |
| | |

Щ

| 企画県民部統計調査課 | 県民生活部統計調査課 |
|--------------------|--------------------|
| 企画県民部県民生活・男女参画課 | 県民生活部県民生活・男女参画課 |
| 企画県民部消費生活安全課 | 県民生活部消費生活安全課 |
| 企画県民部生涯学習文化課 | 県民生活部生涯学習文化課 |
| 企画県民部中北地域県民センター | 県民生活部中北地域県民センター |
| 企画県民部峡東地域県民センター | 県民生活部峡東地域県民センター |
| 企画県民部峡南地域県民センター | 県民生活部峡南地域県民センター |
| 企画県民部富士・東部地域県民センター | 県民生活部富士・東部地域県民センター |
| 企画県民部総合理工学研究機構 | 県民生活部総合理工学研究機構 |
| 企画県民部富士山科学研究所 | 県民生活部富士山科学研究所 |
| 企画県民部県民生活センター | 県民生活部県民生活センター |
| 総務部管財課 | 総務部財産管理課 |
| 総務部私学文書課 | 総務部行政経営管理課 |
| 総務部防災危機管理課 | 防災局防災危機管理課 |
| 総務部消防学校 | 防災局消防学校 |
| 福祉保健部長寿社会課 | 福祉保健部健康長寿推進課 |
| 産業労働部成長産業創造課 | 産業労働部新事業・経営革新支援課 |
| | |

| 農政部果樹食品流通課と業労働部産業人材課と、大大大会業振興課と、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大 | 一産業労働部産業集積課 | 産業労働部企業立地・支援課 |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------|
| ンド推進課 | 産業労働部産業人材課 | 産業労働部産業人材育成課 |
| | 観光部観光企画・ブランド推進課 | 観光部観光企画課 |
| | 観光部観光振興課 | 観光部観光プロモーション課 |
| | 観光部国際交流課 | 観光部国際観光交流課 |
| | 農政部果樹食品流通課 | 農政部果樹・六次産業振興課 |

山梨県公報発行規則の一部改正)

山梨県公報発行規則(昭和二十八年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改

第六条第二項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

うに改正する。 山梨県公有財産事務取扱規則 (昭和三十九年山梨県規則第十三号) の一部を次のよ

第二条第二号中「、組織規則第十四条の二第一項に規定する室長」を削る。

第四十一条第二項中「総務部管財課」を「総務部財産管理課」に改める。 第十条中「管財課長」を「財産管理課長」に改める。

山梨県知事の職務を代理する者を定める規則の一部改正)

- 山梨県知事の職務を代理する者を定める規則(昭和四十二年山梨県規則第三十八号)
- の一部を次のように改正する。
- 第二条中「企画県民部長」を「総合政策部長」に改める。
- 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)
- 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五
- 号)の一部を次のように改正する。
- 改める。

第三条第一項第一号中「知事政策局リニア交通局」を「リニア交通局、防災局」に

- 山梨県庁用自動車管理規則の一部改正)
- に改正する。 山梨県庁用自動車管理規則 (昭和四十四年山梨県規則第十三号)の一部を次のよう

第二条第五号中「、同条第五項に規定する室」を削る。

第十四条第一項中「管財課長」を「財産管理課長」に改める。

第六号様式中「総務部管財鞴둾」を「総務部財産町ឝ鞴扇」に改める。

(山梨県消防賞じゆつ金条例施行規則の一部改正)

次のように改正する。8.山梨県消防賞じゆつ金条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第十九号)の一部を8.山梨県消防賞じゆつ金条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第十九号)の一部を

に、「総務部消防保安室長」を「防災局消防保安課長」に改める。 第六条第二項中「総務部長」を「防災局長」に、「総務部次長」を「防災局次長」

(山梨県職員職務発明等取扱規則の一部改正)

うに改正する。
9 山梨県職員職務発明等取扱規則(昭和四十八年山梨県規則第七号)の一部を次のよ

第十八条第二項中「管財課長」を「財産管理課長」に改める。

第二十一条中「総務部管財課」を「総務部財産管理課」に改める。

(山梨県消費生活条例施行規則の一部改正)

うに改正する。10 山梨県消費生活条例施行規則(昭和五十年山梨県規則第四十二号)の一部を次のよ

第三十六条中「企画県民部」を「県民生活部」に改める。

(山梨県県民生活センター設置条例施行規則の一部改正)

一部を次のように改正する。11 山梨県県民生活センター設置条例施行規則(昭和五十五年山梨県規則第十七号)の11

第七条中「企画県民部長」を「県民生活部長」に改める。

(山梨県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

室」を「県土整備部景観づくり推進室」に改める。 第十七条第三項第一号及び第二十四条第一号中「県土整備部美しい県土づくり推進

(山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部改正)

次のように改正する。 に関する規則(平成二十六年山梨県規則第五号)の一部を13 山梨県富士山レンジャーに関する規則(平成二十六年山梨県規則第五号)の一部を

第一条中「観光部」を「県民生活部」に改める。

山梨県規則第十三号

平成二十八年三月二十九日技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県知事 後

藤

斎

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次

六号とし、第八号を第七号とする。 第二条ただし書中「第八号」を「第七号」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第

別表第二中「職務の級分類表」を「技能労務職給料表級別基準職務表」に、「職務の第八の三」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則別表第六の二」」を加える。関する規則」に改め、「別表第六」」の下に「と、同規則第二十七条の二第一項中「別表第八条第一項中「、「技能労務職員の給与に関する規則」を「「技能労務職員の給与に

務員及び主任診療報酬計算員」を「及び主任文書事務員」に改める。基基準」を「基準となる職務」に改め、同表三級の項1及び四級の項1中「、主任文書事

別表第六の次に次の一表を加える。

Щ

梨県公

山梨

別表第六の二 降格時号給対応表(第八条関係)

技能労務職給料表降格時号給対応表

| 条格した日の 第月に受けて | ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― | | | | | | | | |
|------------------|--------------------------------------|----|-----------------|--|--|--|--|--|--|
| | 1級 | 2級 | 3級 | | | | | | |
| 1 | 48 | 29 | 17 | | | | | | |
| 2 | 49 | 30 | 18 | | | | | | |
| 3 | 50 | 31 | 19 | | | | | | |
| 4 | 51 | 32 | $\overline{20}$ | | | | | | |
| 5 | 52 | 33 | 21 | | | | | | |
| 6 | 53 | 34 | $\overline{22}$ | | | | | | |
| 7 | 54 | 35 | $\overline{23}$ | | | | | | |
| 8 | 55 | 36 | 24 | | | | | | |
| 9 | 56 | 37 | 25 | | | | | | |
| 10 | 57 | 38 | 26 | | | | | | |
| 11 | 58 | 39 | 27 | | | | | | |
| 12 | 59 | 40 | 28 | | | | | | |
| 13 | 61 | 41 | 30 | | | | | | |
| 14 | 62 | 42 | 32 | | | | | | |
| 15 | 63 | 43 | 34 | | | | | | |
| 16 | 64 | 44 | 36 | | | | | | |
| 17 | 65 | 45 | 38 | | | | | | |
| 18 | 66 | 46 | 40 | | | | | | |
| 19 | 67 | 47 | 42 | | | | | | |
| 20 | 68 | 48 | 44 | | | | | | |
| 21 | 69 | 49 | 45 | | | | | | |
| 22 | 70 | 50 | 46 | | | | | | |
| 23 | 71 | 51 | 47 | | | | | | |
| 24 | 72 | 52 | 48 | | | | | | |
| 25 | 73 | 53 | 50 | | | | | | |
| 26 | 74 | 54 | 52 | | | | | | |
| 27 | 75 | 55 | 54 | | | | | | |
| 28 | 76 | 56 | 56 | | | | | | |
| 29 | 77 | 57 | 59 | | | | | | |
| 30 | 78 | 58 | 62 | | | | | | |
| 31 | 79 | 59 | 65 | | | | | | |
| 32 | 80 | 60 | 68 | | | | | | |
| 33 | 82 | 61 | 71 | | | | | | |
| 34 | 84 | 62 | 74 | | | | | | |
| 35 | 86 | 63 | 77 | | | | | | |
| 36 | 88 | 64 | 80 | | | | | | |
| 37 | 89 | 65 | 87 | | | | | | |
| 38 | 90 | 66 | 94 | | | | | | |
| 39 | 91 | 67 | 101 | | | | | | |
| 40 | 92 | 68 | 101 | | | | | | |
| 41 | 93 | 69 | 101 | | | | | | |
| 42 | 94 | 70 | 101 | | | | | | |
| 43 | 95 | 71 | 101 | | | | | | |
| 44 | 96 | 72 | 101 | | | | | | |
| 45 | 97 | 73 | 101 | | | | | | |
| 46 | 98 | 74 | 101 | | | | | | |
| 47 | 99 | 75 | 101 | | | | | | |

Щ

梨県公報号外

| 1 100 ' 1 | 1.77 | ı | 1 |
|-----------|------|---|---|
| 102 | 177 | | |
| 103 | 177 | | |
| 104 | 177 | | |
| 105 | 177 | | |
| 106 | 177 | | |
| 107 | 177 | | |
| 108 | 177 | | |
| 109 | 177 | | |
| 110 | 177 | | |
| 111 | 177 | | |
| 112 | 177 | | |
| 113 | 177 | | |
| 114 | 177 | | |
| 115 | 177 | | |
| 116 | 177 | | |
| 117 | 177 | | |
| 118 | 177 | | |
| 119 | 177 | | |
| 120 | 177 | | |
| 121 | 177 | | |
| 122 | 177 | | |
| 123 | 177 | | |
| 124 | 177 | | |
| 125 | 177 | | |
| 126 | 177 | | |
| 127 | 177 | | |
| 128 | 177 | | |
| 129 | 177 | | |
| 130 | 177 | | |
| 131 | 177 | | |
| 132 | 177 | | |
| 133 | 177 | | |

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 蓝

藤

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 山梨県県税条例施行規則 (昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改善山梨県県税条例施行規則 (昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改

次の一条を加える。(第二年)を「第十五条の二の三第二項」に改め、同条の次に(第九条中「第十五条の二第二項」を「第十五条の二の三第二項」に改め、同条の次に(第一条を加える)

(換価の猶予の申請)

項に規定する書類を添付して、県税事務所長に申請しなければならない。ようとする者は、換価猶予申請書(第二十一号様式の二)に、条例第十五条の四第四する法第十五条第四項の規定による換価の猶予の期間の延長の場合を含む。)を受け第九条の二 法第十五条の六第一項の規定により換価の猶予(同条第三項において準用

第二十号様式中「船15船」を「船15船の2」に改める。

第二十一号様式の次に次の一様式を加える。

| 第21号様式の2 | (第9条の2関係) |
|----------|-----------|
|----------|-----------|

| 換価猶予申請書 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------|---------------|--------|-----------------------------------|------|---------------|-----------|----------|--------|
| 年 月 日山梨県総合県税事務所長 殿 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 氏名 | 所(所在地) 名(名称) \番号(法 <i>)</i> | | | | 印 | |
| 地方税法第15条の6の2第 項の規定により、次のとおり換価猶予(換価猶予期間延長)を申請します。 | | | | | | | 予期間 | | | | | |
| ——— 換 | 年度 | 税目 | 別 | 納期阻 | 艮杉 | 始額 | | 加算金 | 延滞金 | | 滞納 | 処分費 |
| 換価猶予の対象 | | | | | | | 円 | 円 | 法律に。 金額 | よる | 法律 金額 | による |
| 対象 | 14 /m² ¥ | *332 | 1.1. 7. | 1 十 7 ㎞ | | | | | | | | |
| | | | | とする額 | | | | | | | | |
| 換価 —— | 猶予(| 延長) 其 | | 年 | 月 | | 日か | | 月 | | までの |)間 |
| 納 | 回数 | | 納付予 | | п | | 納 | 付予定額 | Ш | 備考 | 号 | |
| 付計画 | 第1回第2回 | | | <u>年</u> 年 | <u>月</u> 月 | 日日 | | | <u>円</u> 円 | | | |
| 囲 | 第3回 | | | 年 | 月 | 日 | | | 円 | | | |
| | 第4回 | | | 年 | 月 | 日 | | | 円 | | | |
| する の継 | ことに 続又に 困難と | t く は 生 生 な る 事 の 事 の 事 の り る る り の り の り の り の り の り の り の り の | 業維 | | | | | | | | | |
| 担保 | | 有 □ 無 □ | • | 担保の内は提供でい特別の | きな | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の第二十号様式によ みなす。 る徴収猶予申請書は、この規則による改正後の第二十号様式による徴収猶予申請書と

山梨県規則第十五号

山梨県県税条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

ಠ್ಠ

山梨県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県県税条例施行規則 (昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のよ うに改正する。

式中「60田」を「3円」に改める 八号様式、第四十五号様式、第四十七号様式、第百四十八号様式及び第百五十一号様 第三号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式から第十一号様式まで、第三十

(山梨県情報公開条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県情報公開条例施行規則 (平成十二年山梨県規則第三号) の一部を次のよ うに改正する。

(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める 第三号様式、第四号様式及び第十号様式中「60m」を「3m」に、 「異議申立て

第十四号様式中「分眾母はて」を「蝌殴踹み」に改める。

(山梨県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県個人情報保護条例施行規則 (平成十七年山梨県規則第三十二号)の一部

を次のように改正する 第三十二条第四号及び第五号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

則

(施行期日)

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

Щ

梨

県

公 報

号 外

第十八号

平成二十八年三月二十九日

実施機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則

従前の例による。 県個人情報保護条例施行規則第三十二条第四号及び第五号の規定にかかわらず、なお 求に係る実施機関の不作為に係るものについては、第三条の規定による改正後の山梨 の施行前にされた実施機関の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた開示請

山梨県規則第十六号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後

藤

斎

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正す

第十二条第一項中「並びに正門及び西門」を削り、「 第三項及び第四項並びに次条に

おいて」を「以下」に改め、同項の表中 県庁舎の別館 県庁舎の本館 西出入口 北 西通用口 北出入口 東出入口 正面出入口 一階通用口 午前八時 午前六時 午後 午後

| 五時四十五分 | 十二時 |
|--------|-----|
| | 7 |
| | |

| | | ŧ | Ē | | |
|------|------|------|------|-------|----------|
| 西通用口 | 北出入口 | 西出入口 | 東出入口 | 正面出入口 | 県庁舎の別館 |
| | | | | | 午前八時 |
| | | | | | 午後五時四十五分 |
| - | | li | | | |

Щ 梨 県 公 報 号 外 第十八号 平成二十八年三月二十九日

西門 正門 県議会議事堂 正面出入口 午前八時 午前八時 午前八時 午後九時三十分 午後八時 午後五時四十五分 を 県議会議事堂

正面出

午前八時 午後五時四十五分

入口

に改め、同条第四項中「正門」を「東口車路」

め に改め、 同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 同項の表中「開扉時刻」を「開放時刻」に、「閉扉時刻」を「閉鎖時刻」に改

とおりとする。 東口車路及び西口車路の開閉の時刻は、県の休日及び特別の場合を除き、次の表の

| 出入口の別 | 開放時刻 | 閉鎖時刻 |
|-------|------|---------|
| 東口車路 | 午前八時 | 午後九時三十分 |
| 西口車路 | 午前八時 | 午後八時 |

この規則は、 **附則** 平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後

藤

斎

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

改正する。 山梨県私立学校法等施行細則(昭和四十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように

第二条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十八号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。 山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十三年山梨県規則第二十四号)の一部を次

第二号様式呼吸器の機能障害の状態及び所見の様式を次のように改める。

| 呼吸器の | 松化院宇宙 | の生態 | ひっぱ可 | 日 |
|-------------|-------|---------|----------|---|
| 11年11月25(7) | 機能原書 | (/) 状態 | N2 (NP)T | 뮸 |

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

身長

c m 体重

kg

2 活動能力の程度

ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。

- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道 を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。
- 3 胸部エックス線写真所見(年月日)

ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)

イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)

ウ 線維化 (無・軽度・中等度・高度)

エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)

オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)

カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能(年月日)

ア 予測肺活量 」. 」」 L (実測肺活量 」. 」」 L)

イ 1 秒量 __. __L (実測努力肺活量 __. __L)

ウ 予測肺活量 1 秒率 $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }$ $_{ }}$

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式(L)

男性 0.045×身長(cm)-0.023×年齢(歳)-2.258

女性 0.032×身長(cm)-0.018×年齢(歳)-1.178

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

- 5 動脈血ガス (年月日)
 - ア O₂分圧 : ___. Torr
 - イ CO₂分圧: _ _ _ · _ Torr
 - ウ pH : _.・_._
 - エ 採血より分析までに時間を要した場合 」」時間」」分
 - オ 耳朶血を用いた場所: [
- 6 その他の臨床所見

八

第二号様式肝臓の機能障害の状況及び所見の様式中

るのでは、

のでは、

のでは、
 ロトロンビン時間、 (血清アルブミン値、 点項目の有無 血清 Y 偛

加・無 を 囲び

誰

る2点以 肝性脳症 を含む3

ල්) 項目以上におけ 上の有無 又は腹水の項目 恤 5 l 獣 6 歩・7~ 9点・10点以上 5 侐 ì 6 熊 . 7 ~ 9点・10点以上

に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の第二号様式の様式による用紙は、当分の間、 して使用することができる 所要の調整を

3 この規則による改正後の第二号樣式の規定は、この規則の施行の日以後に身体障害

> 同条第三項の意見書については、なお従前の例による。 日前に同条第一項に規定する医師が身体に障害のある者に交付した同項の診断書及び 者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師が身体 に障害のある者に交付する同項の診断書及び同条第三項の意見書について適用し、同

山梨県規則第十九号

うに定める。 山梨県理容師法施行細則及び山梨県美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のよ

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後

斎

山梨県理容師法施行細則及び山梨県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(山梨県理容師法施行細則の一部改正)

第一条 ように改正する。 山梨県理容師法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第四十八号)の一部を次の

6 開設予定年月日

第一号様式中「6 開設予定年月日」を 7 開設しようとする理容所と同一の場

 ∞ 開設しようとする理容所と同一の場

所で美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の届出がされている場合 所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称

(7に該当する場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時に行う場合を

に改める

含む。) は、当該美容所の開設予定年月日

(山梨県美容師法施行細則の一部改正)

第一条 ように改正する。 山梨県美容師法施行細則 (昭和三十三年山梨県規則第四十九号) の一部を次の

6 開設予定年月日

第一号様式中「6 開設予定年月日」を 7 開設しようとする美容所と同一の場

開設しようとする美容所と同一の場

所で現に理容所が開設されている場合は、 当該理容所の名称

所で理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の届出がされている場合

(7に該当する場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に行う場合を

に改める

含む。) は、当該理容所の開設予定年月日.

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

うに定める。 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のよ

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

八号)の一部を次のように改正する。 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例施行規則(平成二十七年山梨県規則第十山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。用の許可を受けようとする場合にあっては、当該タクシー待機場」を加え、同項中第三用許可」を「利用の許可」に改め、同項第二号中「タクシー待機場」の下に「に係る利第五条の見出しを「(利用の許可の申請)」に改め、同条第一項中「タクシー待機場利

第五条第二項第二号中「申請」を「タクシー待機場に係る利用の許可を受けようとす客の乗降のため利用しようとする当該一般路線バス乗降場の区画の数三 一般路線バス乗降場に係る利用の許可を受けようとする場合にあっては、乗合旅

した書面運送に係る運行計画(道路運送法第十五条の三第一項の運行計画をいう。)を記載運送に係る運行計画(道路運送法第十五条の三第一項の運行計画をいう。)を記載にあっては、当該一般路線バス乗降場又は高速バス乗降場に係る利用の許可を受けようとする場合三 一般路線バス乗降場又は高速バス乗降場に係る利用の許可を受けようとする場合

同項に次の各号を加える。を「次の各号に掲げる当該申請に係る施設の区分に応じ当該各号に定める書類」に改め、を「次の各号に掲げる当該申請に係る施設の区分に応じ当該各号に定める書類」に改め、第六条第一項中「タクシー 待機場利用許可」を「利用の許可」に、「許可書及び証票」

タクシー 待機場 許可書及び証票

一 一般路線バス乗降場及び高速バス乗降場 許可書

に第八条第一項において「許可事業者」という。)」に改める。に改め、同条第三項中「許可事業者」を「利用の許可を受けた者(次項及び第五項並び機場に係る利用の許可を受けた者は、当該利用の許可」に、「前項」を「前項第一号」において「許可事業者」という。) は、当該タクシー 待機場利用許可」を「タクシー 待職場利用許可」を「タクシー 待機場利用許可を受けた者(以下この条及び第八条第一項第六条第二項中「タクシー 待機場利用許可を受けた者(以下この条及び第八条第一項

許可」を「利用の許可」に改める。 第七条の見出し及び同条第三項、第八条並びに第十条第一項中「タクシー待機場利用

啊 則

(施行期日)

する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成二十八年山梨県条例第三十一号。以下「新条例」という。)の施行の日から施行1 この規則は、山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

(準備行為に係る手続)

成二十八年山梨県条例第三十一号)の施行の日」とする。 あるのは、「山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平の場合において、この規則による改正後の第八条第一項中「当該利用の許可の日」とこの規則による改正後の第五条から第九条までの規定の例により行うものとする。こ2 新条例附則第二項の規定の適用に当たっては、この規則の施行の日前においても、

山梨県規則第二十一号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第二条の四第一項及び第二項を次のように改める。

以外の階をその用途に供しないものを除く。) とする。 法第十二条第一項の規定により知事が指定する建築物は、次に掲げるもの (避難階

部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートルを超えるもの及び二階におけるそののに該当するものを除く。) で、地階又は三階以上の階におけるその用途に供する項第一号において同じ。) の用途に供する建築物 (令第十六条第一項に規定するも児童福祉施設等 (令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいう。次

用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの

- かつ、当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上のものものに該当するものを除く。)で、五階以上の階にその用途に供する部分を有し、二 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物 (令第十六条第一項に規定する
- もの及びその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超える三(学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途に供する建築物で、三階
- 有するもの階のいずれかにその用途に供する部分(百平方メートルを超えるものに限る。)を皆のいずれかにその用途に供する部分(百平方メートルを超え、かつ、地階又は三階以上のち、階数が五以上で延べ面積が干平方メートルを超え、かつ、地階又は三階以上の四 前三号に掲げるもののほか、事務所その他これに類する用途に供する建築物のう
- の用途の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。2.施行規則第五条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物
- の四月一日から九月三十日までに限る。) 又は児童福祉施設等(昭和五十六年及び同年から起算して二年ごとの年)(劇場、映画館、演芸場、病院、診療所(患者を入院させるための施設があるもの)
- 九月三十日までポーツの練習場(昭和五十六年及び同年から起算して三年ごとの年の四月一日から二)博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場又はス
- 年及び同年から起算して二年ごとの年の四月一日から九月三十日まで三 観覧場 (屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場、旅館又はホテル 昭和五十七
- ら九月三十日まで 四 学校又は体育館 昭和五十七年及び同年から起算して三年ごとの年の四月一日か
- 十八年及び同年から起算して二年ごとの年の四月一日から九月三十日までンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、飲食店又は物品販売業を営む店舗(昭和五五)百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダ

第二条の四第四項を削る。

第二条の五第一項を次のように改める。

とする。

法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるもの

- 備及び非常用の照明装置に限る。) 第三項の規定により設けた排煙設第三項の規定により設けた換気設備並びに法第三十五条の規定により設けた排煙設換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置 (法第二十八条第二項ただし書又は同条二 令第十六条第一項に規定する建築物又は前条第一項各号に掲げる建築物に設ける
- もの (防火ダンパーを除く。) 三 前条第一項各号に掲げる建築物に設ける防火設備で、 随時閉鎖又は作動をできる

とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を削る。 二第一項」を加え、「昭和五十六年」を「、昭和五十六年」に改め、同項を同条第二項第二条の五第二項を削り、同条第三項中「第六条第一項」の下に「及び第六条の二の

第八条第一項中「減額し、又は免除する率」を「免除する場合」に改め、「の各号」第八条第一項中「減額し、又は免除する率」を「免除する場合」に改め、「の各号」第八条第一項中「減額し、又は免除する率」を「免除する場合」に改め、「の各号」がある場合ででは第一項では第一項を受けた者が、その復旧する建築物又は工作物について、災害の及び「の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を削り、同項各号を次のように改める。第八条第一項中「減額し、又は免除する率」を「免除する場合」に改め、「の各号」

一 通知をする者が山梨県の機関の長である場合

附目

(施行期日)

定は、平成二十九年四月一日から施行する。 ただし、第八条第一項の改正規 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規

(経過措置)

三十一日までの間に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十七条の二にの毎年四月一日から九月三十日まで(平成二十七年四月一日から平成二十九年五月でめる時期は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。定める時期は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項の規定により知事が基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項の規定により知事が基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号)

四月一日から九月三十日までの間を除く。) おいて準用する同法第七条第五項又は同法第八十七条の二において準用する同法第 七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の

一 防火設備 この規則の施行の日から平成三十一年五月三十一日まで

山梨県規則第二十二号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める

平成二十八年三月二十九日

後 藤

斎

山梨県知事

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のよう

別表第三百三十一号の次に次の三号を加える。

三百三十一の二 地域限定特例通訳案内士登録申請手数料

三百三十一の三 地域限定特例通訳案内士登録証訂正手数料

三百三十一の四 地域限定特例通訳案内士登録証再交付手数料

別表第三百八十五号の次に次の四号を加える。

三百八十五の二 農産物検査登録検査機関登録申請手数料

三百八十五の三 農産物検査登録検査機関登録更新申請手数料

三百八十五の四 登録の区分の増加に係る農産物検査登録検査機関変更登録申請手数

別表第四百十号の次に次の一号を加える。 三百八十五の五 農産物の種類等に係る農産物検査登録検査機関変更登録申請手数料

四百十の二 道路の位置の指定等申請手数料

別表第四百八十四号の四及び第四百八十四号の五を次のように改める

四百八十四の四 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

四百八十四号の八までを二号ずつ繰り下げ、第四百八十四号の五の次に次の二号を加え 別表中第四百八十四号の九を第四百八十四号の十一とし、第四百八十四号の六から第 四百八十四の五(住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

四百八十四の七 四百八十四の六 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手

別表第四百八十五号の前に次の三号を加える

四百八十四の十四 四百八十四の十三 四百八十四の十二 建築物エネルギー 消費性能基準適合認定申請手数料 建築物エネルギー 消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー 消費性能向上計画認定申請手数料

号を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 ただし、 別表第四百十号の次に一

| | , |
|---------------|--------------|
| 発行者 | 山梨 |
| 山梨県 | 山梨県公報号外 |
| | 外 |
| 甲府市丸の内一丁目六番一号 | 第十八号 |
| 丁目六番 | |
| — 号 | 平成二十八年三月二十九日 |
| 印刷所 | 二十九日 |
| | |
| 株サンニチ印刷 | |
| 甲府市北口二丁目六番 | |
| 旦丁目六 | |
| 畨 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | _ |
| | Ē |
| | |